

1-ア 特定事業の計画に係る届出書

第6号様式(第6条関係)

特定事業の計画に係る届出書

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)春日井市長

当該特定事業の施工に関する計画の内容を決定する者が届出者となります。

住 所 春日井市〇〇町〇番地

氏 名 株式会社〇〇

取締役社長 〇〇

(名称及び代表者氏名)

電 話 0 5 6 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇

当該土地に何筆かある場合、全ての土地の地番を記入。

春日井市土砂等の埋立て等に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業区域の位置(所在地)	春日井市〇〇町〇番、□番、△番
特定事業区域の面積(実測)	〇〇㎡
特定事業の目的	商業施設建設のための造成工事
特定事業を管理する事務所の所在地及び名称	春日井市〇〇町〇番地 株式会社〇〇 □□事務所
現場管理責任者の氏名、職名及び連絡先	現場代理人 □□ □□ □□□-□□□□-□□□□ (携帯)
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業施工期間	〇〇, 〇〇〇㎡ 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所から搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の飛散又は流出等を防止するために講ずる措置	土砂等の積み下ろし後のトラック等車両について、付着した土砂等が敷地外へ持ち出すことのないようタイヤの洗浄を実施します。
土地所有者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)	届出者と同じ
事業が開発行為等土地の改変行為に係る関係法令に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の名称	建築基準法第6条第1項に規定する確認申請 都市計画法第29条に規定する開発許可
関係書類等の閲覧場所	春日井市〇〇町〇番地 株式会社〇〇 □□事務所
下請負人が特定事業を実施する場合は、下請負人の業務内容、当該下請負人の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)及び連絡先	△△建設株式会社 取締役社長 △△ △△△△-△△-△△△△ (請負業務) 土地造成

土砂等の埋立て等の面積の合計。1000㎡以上が届出対象。

特定事業施工期間は原則2年以内。

1 概要

第6号様式は、特定事業の計画を定め、特定事業に着手する14日前までに届け出る必要があります。

また、事前に土地所有者の同意を得るとともに、現場管理責任者を選任しておく必要があります。

なお、特定事業が行われている間は、現場事務所等にて、市に提出した書類等について利害関係を有する者の閲覧に供しなければなりません。

2 記入要領

ア 届出者

埋立て等の事業を主体的に行う者であり、特定事業の施工に関する計画の内容を決定する者が届出者となります。

イ 特定事業区域の位置

土砂等の埋立て等に供する区域内の全ての土地の地番を記入すること。

ただし、筆数が多く記入できない場合は、代表的な地番及び筆数を記載し、該当する地番のすべてを記載した一覧表を添付すること。

ウ 特定事業区域の面積

特定事業区域全体の実測面積を記入すること。（複数ある場合には合計を記入すること。）

ただし、該当する地番の土地全てが、特定事業区域となる場合は、その地番の面積を実測することなく、登記事項証明書に掲げる地積（地番の面積）としてもよい。

なお、この場合にあっては、「登記事項証明書の地積を面積とし、求積図の添付を省略します。」と追記すること。

<同一の事業計画>

工期・工区が分かれていても、飛び地になっても、同一の事業計画や目的の下で行われる埋立て等は一体で特定事業と見なします。時間的近接性、実施主体等から判断すること。

なお、時間的近接性についてこの条例では、「新たな特定事業を施行する日前1年を超える日までに同一とみなされる土砂等の埋め立て等が完了している場合は、新たな特定事業に係る土砂等の埋め立て等に供する面積に完了している埋め立て等の面積は加えない。」としており、また、「新たな特定事業を施行する日前1年以内に同一とみなされる土砂等の埋め立て等が完了している場合」、届出の対象となりますが、「搬入の届出については、新たに実施する特定事業に係る土砂等の埋立て等のみを対象とする。」としています。

エ 特定事業の目的

事業を行う目的を記入すること。

オ 特定事業を管理する事務所の所在地及び名称

特定事業を実施する現場に事務所を設置する場合は、当該現場事務所について記入すること。

カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業施工期間

実測の平面図や断面図により計算した搬入する土砂等の量(m³)を記入すること。

事業計画を考慮して、特定事業を行う期間を記載すること。原則２年以内に完了する期間とすること。

キ 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所から搬入予定量及び搬入計画

別紙の様式に記入すること。

ク 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の飛散又は流出等を防止するために講ずる措置

土砂等の飛散及び流出防止について記入すること

(例)・土砂等の積み下ろし後のトラック等車両について、付着した土砂等が敷地外へ持ち出すことのないようタイヤの洗浄を実施する。

・土砂等の積み下ろしの際に生ずる粉じんの飛散防止対策として散水を行う。

・トラック等車両の通行により生ずる粉じんの飛散防止対策として、当該車両において土砂等にシート掛けを行う。

・降雨による土砂等の流出を防止するため、沈殿池を設ける。

ケ 土地所有者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

イに記入する特定事業区域内の全ての地番の土地所有者について、記入すること。

ただし、土地所有者が多く記入できない場合は、イに記載する代表地番の土地所有者(他○名)と記載し、各地番の土地所有者の一覧表を添付すること。

コ 事業が開発行為等土地の改変行為に係る関係法令に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の名称

当該届出に係る特定事業が、他法令に基づく許認可、届出を要する行為に係る場合、該当する法令名、条項、許認可等名称を記入すること。

サ 関係書類等の閲覧場所

関係書類等の閲覧場所について、特定事業を実施する現場事務所とするなど、関係者が容易に閲覧できるような場所とするよう努めること。なお、安全上、管理上現場において閲覧に供することが困難な場合には、当該事業所ホームページで閲覧に供するなど、地域住民が容易に閲覧できる手段をとるよう努めること。

シ 下請負人が特定事業を実施する場合は、下請負人の業務内容、当該下請負人の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)及び連絡先

複数の下請負人が特定事業を実施する場合は全ての下請負人を記入すること。

3 添付書類

☐ 特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置を示す図面及び付近見取図

特定事業区域を明示すること。

☐ 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

概ね１年以内に発行されたものであって、その後、変更のないものを添付すること。

と。

☐ **土地使用同意書(第7号様式、p.8 記入例参照)**

特定事業区域内に届出者以外に土地所有者が存在する場合には、当様式の土地使用同意書を添付すること。当該土地が共有名義人となっている場合、複数の地番が特定事業区域となり土地所有者が複数いる場合にあっては、そのすべての者の同意を得ること。

なお、この場合、提出する土地使用同意書に「土地所有者（共有名義人）すべてにおいて、特定事業の内容を理解し、同意したことを証します。」など、すべての土地所有者（共有名義人）が同意すると証した文言を記載したうえで、代表者の署名（法人にあっては、記名押印）がなされる場合は、個々の土地所有者（共有名義人）からの土地使用同意書の提出は必要ありません。

☐ **特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表**

記入要領ウに掲げるただし書きに該当する場合は、特定事業区域の面積の実測及び実測した求積図及び求積表の提出は省略することができます。

☐ **特定事業区域の平面図及び施工前後の構造が確認できる断面図**

☐ **特定事業に使用される土砂等の容量の計算書**

☐ **特定事業に使用される土砂等の搬入経路図**

特定事業区域の周囲 500m 範囲内における運搬車両の搬入経路とすること。

4 その他

特定事業の計画に係る届出書の届出時において、「特定事業に使用される土砂等の採取場所」など計画が定まっていない場合においては、計画が確定次第、土砂等の搬入の届出を行う前までに、「特定事業変更届出書」を提出すること。

なお、この変更届出を行う前に、近隣住民等への周知がすでに行われている場合は、再度周知を図ること。

別紙

特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

	採取場所 (発生場所)	発生元事 業者名	搬 入 計 画 等					
			予定量	最大日量	搬入期間	搬入時間	搬 入 土 砂 等	運 搬 業 者 名
建設発生 土の場合 の記入例	A市A町A番地	(株)A土木 (A工場造 成工事に 伴う土砂)	6,000 m ³	150m ³	○年 10月1日 ～ 11月30日	9:00～ 17:00	建設発生 土	E運送(株)
採取場か らの土砂 等の場合 の記入例	B市B町B番地	B採石場 (株)	6,000 m ³	150m ³	○年 12月1日 ～ △年 1月31日	9:00～ 17:00	採石場か ら採取さ れた土砂	F運搬(株)
再生品等 の場合の 記入例	販売者： C市C町C番地 (製造者： D市D町D番地)	販売者： C建材(株) (製造者： Dリサイクル(株))	6,000 m ³	150m ³	△年 2月1日 ～ 3月31日	9:00～ 17:00	再生碎石	G運輸(株)

備考

1 記入要領

- (1) 記入欄が足りない場合は、別紙として表を作成し、記入すること。
- (2) 「特定事業の計画に係る届出書」の提出時に、全ての計画が定まっておらず、記入できない採取場所等がある場合については、該当欄を「未定」として記入してください。その後、計画が確定次第、「土砂等の搬入の届出」の提出前までに、「特定事業変更届出書」の提出を行うこと。

なお、この変更届出書を提出する際は次のことに注意すること。

- ① 変更届出書を提出する前に土地所有者へ変更内容を通知しなければなりません。
また、次の事項に該当する変更を行う場合には、土地所有者に通知するとともに、その内容に同意したことを証する「土地使用同意書」（第7号様式）を変更届出書に添付し提出する必要があります。
 - i 特定事業区域の位置及び面積（当初計画の50%未満の増加を除く）の変更
 - ii 特定事業に使用される土砂等の量（搬入予定量）の1/2以上の増加
 - iii 特定事業に使用される土砂等の種類又は土質の変更
＜例＞建設発生土を使用する予定を建設汚泥改良土に変更する場合等。
 - iv 搬入期間の日数が当初計画日数の1/2以上の延長
 - v その他、変更することにより周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が判断するもの
 - ② 変更届出提出の際、近隣住民等への周知がすでに行われている場合は、市長の指示に従い、変更内容について再度周知を図ること。
- (3) 土砂等の量について、採取場所や運搬時と、埋立て時における土砂等の単位体積重量（ t/m^3 ）が異なるため、発生元の土砂等の量及びダンプ等の運搬数量においても、土砂等を埋立てしたときの量（ m^3 ）に換算し記入すること。

ア 採取場所（発生場所）

埋立て等に使用する土砂等の採取場所又は発生場所。採取場所又は発生場所ごとに記入すること。

発生元が、採石法又は砂利採取法に基づき許認可等がされた採取場から採取された土砂等である場合には、採取場の所在地を記入すること。

なお、搬入する土砂等に「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」に係る再生路盤材、建設汚泥改良土、再生路床材又はこれらと同等な産業廃棄物の再生品（土砂等として使用できる用途に限る。以下、「再生品」という。）を使用する場合には、製造販売事業所の所在地を記入すること。販売事業所と製造事業所が異なる場合には、両事業所の所在地を記入すること。

また、「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」に係るリサイクル資材（土砂等として使用できる用途に限る。以下、「あいくる材」という）を使用する場合も同様です。

イ 発生元事業者名

発生元が造成工事等による場合は、工事等の概要も記入すること。

なお、再生品やあいくる材を使用する場合には、製造販売事業者の名称を記入すること。販売事業者と製造事業者が異なる場合には、両者の名称を記入すること。

ウ 予定量

単位 m^3 で記入すること。

エ 最大日量

単位 m^3 で記入すること。

オ 搬入土砂等

- ① 土砂等が建設発生土等の場合には、建設発生土と記入すること。
- ② 発生元が採石法又は砂利採取法に基づき許認可等がされた採取場である場合には、その旨を記入すること。
- ③ 再生品やあいくる材の場合はその名称及び製品名を記入すること。

カ 運搬業者名

搬入元（建設汚泥改良土等の場合には販売元）からの運搬予定の業者を記入すること。